

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 / 日

一宮町長

馬淵昌也

一宮町告示第32号

### 一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成27年一宮町告示第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「規則」という。」を削る。

第2条第1号に次のように加える。

ア 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材によって建築されたものであること。

イ 町内の区域に存する昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

ウ 一戸建ての住宅又は併用住宅（住居の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。

エ 地階を除く階数が2以下であること。

オ 補助金の交付決定を受けた年度の1月末日までに補助対象事業を完了できるものであること。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 削除

(5) 削除  
第2条第6号中「、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条第2項の規定により都道府県知事」を「千葉県」に、「木造住宅耐震診断講習会」を「既存建築物耐震診断・改修講習会」に改め、同条第7号を削る。

第4条の見出し中「及び補助金の額」を削り、同条第1項中「耐震設計費、工事監理費及び工事費（施工者が行う工事に限る。以下同じ。）に要する額とする」を「次に掲げる費用の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 耐震設計に要する費用
- (2) 工事監理に要する費用
- (3) 耐震改修工事に要する費用

第4条第2項を削る。

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中「30日以内」の次に「又」を加え、「2月末」を「1月末」に改め、同条第3号中「使用した材料の仕様を示す書類及び寸法を計測した写真」を「耐震改修工事の竣工図等」に改め、同条第7号を次のように改める。

#### (7) 削除

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「いう。）は」の次に「、耐震改修工事を実施する前に」を加え、同条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (8) 耐震改修工事後の判定値が1.0以上であることが確認できる設計書等の写し
- (9) 設計・管理者の資格要件等の写し

第5条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 建物の建築確認通知書等の写し

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号を一体で行う費用の3分の1の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は、耐震改修工事費の5分の4の額とし、いずれか低い額とする。また50万円を限度とする。

別記第1号様式から第10号様式までを次のようにあらためる。

第1号様式（第6条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

一宮町長 様

住所

申請書

氏名

連絡先 ( )

一宮町木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けたいので、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額		円
	耐震設計費	円
2 交付申請額 の 内 訳	工事監理費	円
	工 事 費	円

第2号様式（第8条）

第 号  
年 月 日

様

一宮町長

印

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、一宮町木造住宅耐震改修費補助金については、下記のとおり決定したので、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件等

(1) 交付決定者は、 年 月 日までに木造住宅耐震改修工事を完了しなければならない。交付決定者は、上記の期限までに木造住宅耐震改修工事の完了をすることができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならぬ。

(2) 交付決定者は、耐震改修工事の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(3) 交付決定者は工事が完了したときは、補助金に係る木造住宅耐震改修工事の完了日から起算し30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末までのいずれか早い時期までに実績報告書を関係書類とともに提出しなければならない。

第3号様式（第9条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金設計終了報告書

年　月　日

一宮町長　　様

住 所

交付決定者

氏 名

年　月　日付け　第　　号にて一宮町耐震改修費補助金の交付決定があった木造住宅の耐震改修工事について、下記のとおり耐震改修に係る設計が終了したので、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 耐震改修の工事后に期待できる耐震性

上部構造評点　　最低値

	X方向	Y方向
2階		
1階		

添付書類

- (1)耐震改修設計図書（平面図・詳細図・改修一覧表及び耐震改修後の木造住宅に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）
- (2)その他町長が必要と認めるもの

第4号様式（第10条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書

年　月　日

一宮町長

様

住 所

交付決定者

氏 名

年　月　日付け　第　　号にて一宮町耐震改修費補助金の交付決定があつた木造住宅の耐震改修について、下記のとおり変更の承認を受けたいので一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変更の内容		
変更申請額	変更前	円
		内 訳
		耐震設計費_____円
		工事監理費_____円
	工 事 費_____円	
変更申請額	変更後	円
		内 訳
		耐震設計費_____円
		工事監理費_____円
	工 事 費_____円	

(裏面)

交付申請額	設計費	
	イ (見積額) <u>                  </u> 円 × 1 / 3 = <u>                  </u> 円	
	ロ (限度額       万円) イ又はロのいずれか少ない額	補助金の額 <u>                  </u>
	<u>円①</u> (1,000円未満切 捨て)	
工事監理費		
ハ (見積額) <u>                  </u> 円 × 1 / 3 = <u>                  </u> 円		
ニ (限度額       万円) ハ又はニのいずれか少ない額	補助金の額 <u>                  </u>	
<u>円②</u> (1,000円未満切 捨て)		
工事費		
ホ (見積額) <u>                  </u> 円 × 1 / 3 = <u>                  </u> 円		
ヘ (限度額       万円) ホ又はヘのいずれか少ない額	補助金の額 <u>                  </u>	
<u>円③</u> (1,000円未満切 捨て)		
交付申請の合計額		

	<u>(1)+(2)+(3)</u>
	四
予定期間	年      月      日 ~ 年      月 日
設計者	<p>建築士名</p> <hr/> <p>資格 ( ) 建築士 登録第 号</p> <p>耐震診断士 第 号</p> <p>建築事務所の名称</p> <hr/> <p>資格 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p>

工事監理者	<p><input type="checkbox"/>設計者と同じ  <input type="checkbox"/>設計者と異なる          設計者 建築士名 _____</p> <p>資格 ( ) 建築士 登録第 _____ 号          耐震診断士 第 _____ 号          建築事務所の名称 _____</p> <p>資格 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 _____ 号</p>
工事施工者	<p>建設業法許可番号 _____          国土交通大臣・千葉県知事登録 ( ) 第 _____ 号          名称 _____</p> <p>住所 _____</p>
変更理由	

※該当する部分のみ記入すること。

※変更の概要が分かる資料を添付すること。

第5号様式（第10条）

第 号  
年 月 日

様

一宮町長

(印)

一宮町木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、一宮町木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請については、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、承認したので通知します。

第6号様式（第11条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金中止届

年 月 日

一宮町長 様

住 所

交付決定者

氏 名

年 月 日付け 第 号で決定のあった一宮町木造住宅耐震改修費  
補助金に係る耐震改修について、下記の理由により中止するので一宮町木造住宅耐震改修  
費補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

1. 中止の理由

第7号様式（第12条）  
一宮町木造住宅耐震改修費補助金工事検査申請書

一宮町長 様

年 月 日

住 所  
交付決定者 氏 名

年 月 日付け 第 号にて補助金の決定があった木造住宅の耐震改修について、下記のとおり検査を受けたいので、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

工事場所	一宮町
検査日	年 月 日
工事監理者	氏名 資格（ ）建築士 登録番号（ ）第 号 建築事務所の名称
工事施工者	建設業許可 国土交通大臣・（ ）知事（ ）第 号 名称 代表者 所在地

第8号様式（第13条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金実績報告書

年　月　日

一宮町長　　様

住 所

交付決定者

氏 名

年　月　日付け　第　　号にて補助金の決定があった木造住宅の耐震改修の実績について、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の額	円	
	内 訳	
	耐震設計費	円
	工事監理費	円
	工 事 費	円
着手年月日	年	月　日
完了年月日	年	月　日

添付書類

- (1)工事監理の状況を記した報告書
- (2)工事を行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (3)使用した材料の仕様を示す書類及び寸法を計測した写真
- (4)耐震改修の設計に係る契約書の写し及び当該設計に要した費用の領収書の写し
- (5)耐震改修の工事監理に係る契約書の写し及び当該工事監理に要した費用の領収書の写し
- (6)耐震改修の工事に係る契約書の写し及び当該工事に要した費用の領収書の写し
- (7)工事施工者の要件を満たしていることを証する書類の写し
- (8)その他町長が必要と認める書類

第9号様式（第14条）

第 号  
年 月 日

様

一宮町長

㊞

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した 年度一宮町木造住宅耐震改修費補助金については、一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定金額 金 円

第10号様式（第15条）

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付請求書

年 月 日

一宮町長 様

住 所

交付決定者

氏 名

㊞

一宮町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 円

2. 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 信組 農協・漁協 ゆうちょ銀行	支店・支所
預金の種類	1. 普通預金	2. 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

